

県文第 1466 号  
令和 8 年 3 月 11 日

山形県文化財保護審議会長 殿

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定有形文化財の指定について（諮問）

このことについて、下記のとおり山形県文化財保護条例第 36 条の 3 第 1 号の規定により、貴審議会の意見を求めます。

記

種 別	名 称	員数	所 有 者	所有者の住所
彫刻の部	銅造菩薩立像	1 軀	宗教法人中性院	山形市大字山寺 4456-3

最終改正:

改正内容:令和2年4月1日山形県告示第239号 [令和2年4月1日]

○山形県指定有形文化財指定基準

令和2年4月1日山形県告示第239号

山形県文化財保護条例(昭和30年8月県条例第27号)第4条第1項に規定する県指定有形文化財の指定基準を次のように定める。

山形県指定有形文化財指定基準

1 絵画、彫刻の部

- (1) 各時代の遺品のうち製作優秀で我が国の文化史上貴重なもの
- (2) 我が国の絵画、彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- (3) 題材、品質、形状、技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- (4) 特殊な作者、流派、地方様式等を代表する顕著なもの
- (5) 渡来品で我が国の文化にとって意義のあるもの

2 工芸品の部

- (1) 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- (2) 我が国の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- (3) 形態、品質、技法、用途等が特異で意義の深いもの
- (4) 渡来品で我が国の工芸史上意義が深く、かつ、密接な関連を有するもの

3 書跡、典籍の部

- (1) 書跡類は、<sup>しんかん</sup>宸翰、和漢名家筆跡、<sup>じょう</sup>古筆、墨跡、法帖等で、我が国の書道史上の代表と認められるもの又は我が国の文化史上貴重なもの
- (2) 典籍類のうち写本類は、和書、漢書、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- (3) 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で我が国の文化史上貴重なもの
- (4) 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、かつ、学術的価値の高いもの
- (5) 渡来品で我が国の文化にとって意義のあるもの

4 古文書の部

- (1) 古文書類は、我が国の歴史上重要と認められるもの
- (2) 日記及び記録類(絵画及び系図類を含む。)は、その原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- (3) 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、かつ、学術上重要と認められるもの
- (4) 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、かつ、学術的価値の高いもの

5 考古資料の部

- (1) 土器、石器、骨格牙器、玉その他縄文時代以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (2) <sup>たく</sup>銅鐸、<sup>ほこ</sup>銅剣、銅錐その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (3) 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (4) 宮殿跡、<sup>が</sup>官衙跡及び寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (5) 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

6 歴史資料の部

- (1) 政治、経済、社会、文化等我が国の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- (2) 我が国の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、かつ、学術的価値の高いもの
- (3) 我が国の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- (4) 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の高いもの

7 建造物の部

建築物(社寺、城郭、住宅、公共施設等)及びその他の工作物(<sup>りょう</sup>橋梁、石塔、鳥居等)の各時代建造遺構及びその部分並びに建造物の模型、<sup>ず</sup>厨子、仏壇等で建築技法になるもののうち次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 意匠的に優秀なもの
- (2) 技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の高いもの
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

山形県指定文化財の文化財概要の修正について

1 経過

県指定有形文化財 木造阿弥陀如来坐像（接引寺）<sup>しょういんじ</sup> について、今年度実施している修理の過程で像を解体したところ、像内部から南北朝の造像銘（元号「永和」）が確認されたもの。

（文化財の概要）

名 称 木造阿弥陀如来坐像  
 所 有 者 接引寺  
 所 在 地 新庄市下金沢町 8 - 5  
 指定年月日 平成 7 年 12 月 8 日



2 文化財概要の修正

ホームページ掲載の文化財概要を以下のとおり修正する。

現行	修正案
<p>本像は坐高 137 cm の半丈六仏で、両眼は水晶、まぶたの見開きが大きく、面貌が厳しく、胸と腹の筋肉がたくましく盛り上がり、力強さを印象づける。頭部の<small>らほつ</small>螺髪は切子形で、<small>につけいしゅ</small>肉髻珠・<small>びやくごうそう</small>白毫相をあらわしている。</p> <p><u>製作年代は、着衣形式や頭・体のプロポーションが極めてオーソドックスであること、大衣の襞や折り返しが自然で、装飾的な変化がないこと、衣に厚ぼったさのないことなどから、13世紀前半の鎌倉時代とされている。</u></p> <p><u>鎌倉時代の仏像では、県内で最大の坐像の1つである。</u></p>	<p>本像は坐高 137 cm の半丈六仏で、両眼は水晶、まぶたの見開きが大きく、面貌が厳しく、胸と腹の筋肉がたくましく盛り上がり、力強さを印象づける。頭部の<small>らほつ</small>螺髪は切子形で、<small>につけいしゅ</small>肉髻珠・<small>びやくごうそう</small>白毫相をあらわしている。</p> <p><u>頭・体のプロポーションが極めてオーソドックスであること、大衣の襞や折り返しが自然で、装飾的な変化がないこと、衣に厚ぼったさのないことなど、13世紀前半の鎌倉時代前期の様式を見せるが、胎内には「長林寺佛殿本尊」、「永和四年（1378）」などの墨書銘があり、もとは真室川町・長林寺の像で、制作は南北朝時代のものであることがわかる。</u></p> <p><u>頭体前面部は一木で割り首とせず、また体表面を素地仕上げの檀像風とするもので、様式に加え構造的にも南北朝時代の仏像としては珍しい像である。</u></p>

## 山形県内の国・県指定等文化財件数一覧

(R8. 1. 15現在)

単位：件

区分	国指定等文化財		県指定等文化財		合計		
指定	国宝	建造物	1	国指定：29+1=30 県指定：47-1=46 ・幸徳院観音堂 (笹野観音堂)	1		
		絵画	1		1		
		工芸品	2		2		
		古文書	1		1		
		考古資料	1		1		
		小計	6		6		
	重要文化財	建造物	30	有形文化財	建造物	46	76
		絵画	7		絵画	76	83
		彫刻	11		彫刻	75	86
		工芸品	29		工芸品	98	127
		書跡・典籍	4		書跡	28	32
		古文書	7		典籍	12	12
		考古資料	6		古文書	3	10
		歴史資料	2		考古資料	21	27
		歴史資料	2		歴史資料	33	35
		小計	96		小計	392	488
	重要無形文化財	1	無形文化財	3	4		
	重要有形民俗文化財	10	民俗文化財	有形民俗	8	18	
	重要無形民俗文化財	6		無形民俗	22	28	
	特別天然記念物	3			3		
記念物	史跡	30	記念物	史跡	31	61	
	名勝	8		名勝	2	10	
	名勝史跡	1			1		
	天然記念物	13		天然記念物	67	80	
	小計	52		小計	100	152	
合計	174	合計	525	699			
選定	重要文化的景観	2	文化的景観	0	2		
登録	有形文化財	建造物	219	7+1=8 ・大宮のコヤバ(産屋)の指定	219		
	無形民俗文化財	民俗技術	1		1		
	合計	220	220				
	総合計	396	総合計	525	921		

215+4=219

・オリエンタルカーペット株式会社マーセライズ棟ほか3棟の登録